

# 議会運営委員会日程

令和5年11月28日(火)

午前10時 議会運営委員会室

## 日程第1 議員提出議案について

- (1) 議員提出議案第4号 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について

## 日程第2 11月29日(水)の本会議の運営について

【別紙「11月29日(水)の本会議の議事要領」による】

## 日程第3 その他

議員提出議案第4号

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和5年11月27日

川崎市議会議長 青木功雄様

提出者	川崎市議会議員	原典之
	〃	各務雅彦
	〃	上原正裕
	〃	堀添健
	〃	木庭理香子
	〃	押本吉司
	〃	林敏夫
	〃	浜田昌利
	〃	田村伸一郎
	〃	河野ゆかり

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例

第1条 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例（平成20年川崎市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

この条例は、令和5年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

## 提 案 理 由

議会議員の期末手当の額を改定するため、この条例を制定するものである。

## 1 1 月 2 9 日（水）の本会議の議事要領

1

日程第 1 分割議決議案 2 件を一括上程

議案第 1 6 4 号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 9 8 号 令和 5 年度川崎市一般会計補正予算

(1) 委員長報告（日程第 1 の議案 2 件）

総務委員長からの報告

～ 委員長報告に対する質疑 ～

(2) 討 論

(3) 採 決

議案第 1 6 4 号及び第 1 9 8 号の 2 件を押しボタンを用いた記名投票により一括採決

2

日程第 2 議員提出議案 1 件を上程

議員提出議案第 4 号 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、提案説明、代表質疑（討論）の後、直ちに押しボタンを用いた記名投票により採決]

令和5年第5回川崎市議会定例会  
議事日程第2号

令和5年11月29日(水)  
午前10時 開 議

第 1

議案第164号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
議案第198号 令和5年度川崎市一般会計補正予算

第 2

議員提出議案第4号 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する  
条例の制定について

令和5年11月27日

川崎市議会議長  
青木功雄様

総務委員長  
木庭理香子

総務委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第164号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)

議案第198号 令和5年度川崎市一般会計補正予算  
(原案可決)

# 代表討論（分割議案） 通告書

令和5年11月27日

川崎市議会議長 様

会 派 名 日本共産党

討論者氏名 小堀 祥子

時 間 約 4 分

次のとおり代表討論を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

議 案 (請願を含む)	
反 対 討 論	
賛 成 討 論	議案第164号、議案第198号
報 告	





# 発言通告書

令和5年11月27日

川崎市議会議長様

会派名 自由民主党

発言者氏名 原典之

予定時間 3分

次のとおり発言を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

発言項目
議員提出議案第4号の提案説明
(川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について)

